

平成二十六年第一回定例県議会 提案理由説明要旨（三月十日追加提案）

ただ今上程されました議案について説明申し上げます。

まず、第七十一号議案 平成二十五年度 大分県一般会計補正予算（第五号）についてであります。

先月中旬の大雪による農林業の被害は、施設に集中しており、個々の生産者にとっては、生産手段を失う甚大な被害となりました。

県では、一日も早い復旧・復興に繋がるよう、国に先駆け、独自の融資制度である「特定災害対策資金」を発動し、融資枠を三億円から五億円に拡大した上で、最大で無利子となるよう利子補給も行うとともに、ハウス等の撤去から再建に要する費用についても六割の助成を行うこととし、先日、議決をいただいたところであります。これにより、直ちに、被災農家への撤去、再建の支援手続きを開始しています。

議員の皆さんからも今回の雪害について、万全な対策を講ずるよう、ご指摘をいただいたところでありますが、私もハウス等の撤去については、直接、生産に繋がらないことから、これで十分か、と思案していたところであります。折しも、国の補助率の引上げがあり、これを活用し農家の負担が出ないように助成することにいたします。併せて、再建につきましても国の補助率が引き上げられたことから、国、県、市町合わせて六割から八割に助成を拡大し再建を後押しします。なお最近の調査で、ハウス等栽培施設の被害額が、十一億円から十三億円となったことに伴い所要額を増額します。

以上が予算の内容であり、追加する補正予算額は五億一千二百万円であります。これに伴う財源は、国庫支出金 四億一千二百万円、財政調整基金繰入金 一億円であり、今回の補正額に第四号補正予算を加えますと、雪害に対する直接支援は十億六千二百万円となります。

次に、第七十二号議案 美術品の取得について説明します。

三月六日に補正予算の議決をいただいたことに伴い、大分県美術品取得基金に二億円を積み増したところであります。その上で、県がこの基金を活用し、社団法人全国社会保険協会連合会の所有となっている、いわゆる南海コレクション五十点を取得することについて、大分県県有財産条例第二条の規定により、議決を求めるものであります。

取得予定金額については、美術品の評価額三億九千九百八万円から、芸術会館に寄託されている期間の管理経費九千九百九十五万円を差し引いた二億九千九百十三万円であります。

以上をもちまして、提出しました議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重御審議のうえ、御賛同いただきますようお願い申し上げます。